



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年2月8日（水）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
技 術 検 査 課	建 設 業 企 画 監	杉 山 さ と み	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

五洋建設(株)の従業員が、西日本高速道路(株)が発注した「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」において令和3年7月9日に作業員が高所作業車から転落し負傷した事故について、所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく提出しなければならない労働者死傷病報告書を令和3年8月19日に至るまで提出しなかった。

このことについて、同人が労働安全衛生法違反により、令和4年12月22日に大津簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受けた。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第6号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

五洋建設（株）（本店：東京都文京区）

4 停止期間

令和5年2月9日から4月8日まで（2カ月）

5 参 考

○岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は**別表第2**に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
6 (不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1カ月以上9カ月以内